

参考資料 8

島根県立こころの医療センター感染症対策マニュアル（抜粋）

○11 ページ 「院内における二次感染防止対策要領」より抜粋

院内における二次感染防止対策要領

1. (略)
2. 接種内容、接種対象者及び料金等は以下のとおりとする。

【インフルエンザワクチン予防接種】

対象職員：全職員（臨時、嘱託、委託業者、若松分校教職員を含む）

料 金：実費徴収

接種時期：毎年 11 月から 12 月頃

○15 ページ 「IV. 感染予防の基礎知識」より抜粋

IV. 感染予防の基礎知識

1. 標準予防策（スタンダードプリコーション）

1) 標準予防策（スタンダードプリコーション）とは

すべての患者に対して標準的に行う疾患非特異的な感染予防対策をいう。

すべての患者の

- ①血液
- ②汗を除くすべての体液、分泌物、排泄物
- ③粘膜
- ④損傷した皮膚

を感染の可能性のある対象として対応する。

2) 標準予防策（スタンダードプリコーション）の効果

- (1) 医療従事者の手を介した、患者間の交差感染を予防する。
- (2) 患者が保菌しているかもしれない未同定の病原体から医療従事者を保護する。
- (3) 針刺し事故または血液・体液への曝露事故のリスクを減少する。

3) 標準予防策（スタンダードプリコーション）の要素

(1) 手指衛生

手指衛生は、患者自身の安全と医療従事者の安全のために、感染予防対策の基本となるものであり、院内感染予防に不可欠なものである。

手袋着用の有無に関わらず、血液、体液、分泌物、吐物、排泄物、汚染物に触れた際、傷、創傷皮膚に触れる際などに手 洗いをを行う。

指消毒剤を適応するのが望ましい。



○ 2 5 ページ「第 2 章 院内感染防止対策 各論」より抜粋

第 2 章 院内感染防止対策 各論

I. 日常的院内感染防止対策

当院における院内感染防止対策は、1996 年に発表されたアメリカ合衆国の CDC によるガイドラインと、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、「医療施設における院内感染防止について（平成 17 年 2 月 1 日、医政指発第 0201004 号）」をもとに作成している。

1. 入院患者への適切な対応

入院生活のエチケット（咳にマスク、トイレの後と食事の前に手洗いなど）、標準予防策、感染経路別予防策（表 1 / 27 頁）を、患者の協力を得ながら、実践しなければならない。（以下省略）

○ 3 9 ページ「第 3 章 院内感染防止対策 各論：滅菌・消毒・清掃」より抜粋

第 3 章 院内感染防止対策 各論：滅菌・消毒・清掃

II. 病院清掃

- (1) 病院清掃は単なる建物の掃除とは異なり、専門的な知識と技術無くしては行えない業務である。
- (2) 清掃業務受託者は専門職としてのサービスを患者に提供するという点において医師や看護師その他の病院職員と対等の立場でチーム医療に参画する。
- (3) 清掃も感染症対策・感染拡大防止対策を熟知して行われねばならない。
- (4) 塵埃・よごれの払拭・除去は清掃の基本であるが、病院清掃においてはそれらが病原体を伝播しうることを念頭におき、可及的すみやかにかつ確実に行わなければならない。
- (5) 精神病床においては、施設が患者の生活の場そのものであり、患者のベッド周囲の清掃等は、安全な療養環境を保つためには、日常の丁寧な清掃と、汚染時の速やかな確実

- な汚染の除去が重要である。患者の病状により、床などに放尿や食べこぼし、自傷行為などによる血液、体液汚染の危険性も高くこまやかな清掃が必要となる場合が多い。
- (6) 消毒剤による消毒は、環境汚染や職員の健康に配慮し、必要などころに限って行われるべきで、むやみに行ってはならない。
 - (7) 清掃業務受託者は、清掃業務員に対し定期的に教育を行い、病院に働くものすなわち医療従事者としての自覚と職業倫理観を持たせるよう指導しなければならない。
 - (8) 業務を通して知り得た患者のプライバシーに関わることがらを口外することは法律で禁じられており、これを犯したものは罰せられる。